

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業実施要領

平成23年11月21日付け23農振第1924号
最終改正 平成25年5月16日付け25農振第243号
農林水産省農村振興局長通知

第1 実施の手続

1 都道府県協議会関係

(1) 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業実施要綱(平成23年11月21日付け23農振第1918号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第5の1の(1)の規定に基づく手続は、次に定めるとおりに行うものとする。

ア 都道府県協議会の代表者(以下「都道府県協議会長」という。)は、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を作成し、参考様式第1号により、都道府県協議会が事務所を置く都道府県を所管する地方農政局長等(北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)に承認を申請しなければならない。

a 都道府県協議会の業務運営の基本方針

b 要綱第2の2の被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金(以下「被災者耕作放棄地活用交付金」という。)の管理方法

c 被災者耕作放棄地活用交付金の地域協議会への交付に係る地域協議会から都道府県協議会への交付申請に関する事項

d 被災者耕作放棄地活用交付金の地域協議会への交付に係る都道府県協議会から地域協議会への交付に関する事項

e その他業務運営に必要な事項

イ 地方農政局長等は、アにより申請があった業務方法書について、その内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、都道府県協議会長に通知しなければならない。

ウ イにより地方農政局長等から業務方法書の承認の通知を受けた都道府県協議会長は、速やかに地域協議会長(地域協議会長が定まっていない場合については、市町村長又は地域協議会の会員となる予定の者)に業務方法書の内容を通知するものとする。

エ 業務方法書を変更しようとするときの手続は、アからウに準ずるものとする。

(2) 要綱第5の1の(2)の被災者耕作放棄地活用活動推進事業の実施計画(以下、「推進事業実施計画」という。)の提出は、別記によるものとする。

2 地域協議会関係

要綱第5の2の規定に基づく手続は、次に定めるとおりに行うものとする。

(1) 地域協議会長は、次に掲げる事項を内容とする被災者耕作放棄地活用事業の実施計画を作成し、参考様式第2号により、都道府県協議会長に提出するものとする。

ア 当該農地を耕作する被災農家又は農業者等の組織する団体等の予定又は見通し

イ 導入作物の候補及び販路の計画

ウ 要綱別紙第1の1の取組の主体及び費用・労力の負担区分

エ 要綱別紙第1の2の施設等補完整備を行う場合は、その目的、概要、取組主体、事業費、負担区分、管理主体等

(2) 要綱第5の2の(2)の地域協議会が行う推進事業実施計画の提出は、別記によるものとする。

3 事務の委託

都道府県協議会及び地域協議会は、本事業に係る事務の一部を当該協議会の運営等においては「耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領」(平成21年4月1日付け20農振第2208号農村振興局長通知)第1に規定する規約その他の規程等の定めるところにより、当該協議会の会員その他の者に委託することができるものとする。

4 関係書類の閲覧

地方農政局長等は、必要に応じ、都道府県協議会及び地域協議会の経理内容を調査し、本事業に係る交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。

また、都道府県協議会長は、必要に応じ、地域協議会の経理内容を調査し、本事業に係る交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。

5 経理事務指導

地方農政局長等は、必要に応じ、都道府県協議会及び地域協議会に対し、本事業に係る経理が適切に行われるよう必要な指導を行うものとする。

また、都道府県協議会長は、必要に応じ、地域協議会に対し、本事業に係る経理が適切に行われるよう必要な指導を行うものとする。

6 証拠書類の保管

都道府県協議会及び地域協議会は、被災者耕作放棄地活用交付金の交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物及び交付に関する証拠書類又は証拠物を、国からの交付金の交付が完了した年度の翌年度の開始の日から起算して5年間保管しなければならない。

7 都道府県協議会及び地域協議会の業務運営の透明性の確保

都道府県協議会及び地域協議会は、会員名簿、協議会の運営等に係る規約その他の規程、事業計画その他本事業を実施する上で定めた計画等について、インターネット、広報誌等により公開に努めるものとする。

第2 報告

要綱第8の各年度の実績の報告は、第3の6及び別記により行うものとする。

また、地方農政局長等は都道府県協議会長に、都道府県協議会長は地域協議会長に対し、必要に応じ、本事業の実施状況について報告を求めることができるものとする。

この場合において、地方農政局長等は、報告を受けた実施状況について検討し、必要が

あると判断したときは、関係する資料の提出の要求や現地調査を実施することができるものとする。この際、都道府県協議会長及び地域協議会長は、地方農政局長等の求めに応じ、当該資料の提出の要求や現地調査に協力するものとする。

第3 被災者耕作放棄地活用交付金

1 事業の内容

- (1) 要綱別紙第1の1の(1)の「貸借や農業生産法人による雇用、農業体験施設での農作業等により東日本大震災の被災農家等が当該農地を長期間にわたって耕作する環境」とは、被災農家等又は被災農業者等を雇用し若しくは被災農業者等に栽培管理等を委託する農業生産法人等が、自ら有する所有権、賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転、農作業受委託等によって、再生作業を行う年度から起算して5年間以上耕作する環境を整えている場合等とする。
- (2) 要綱別紙第1の1の(3)の「営農定着」については、当該農地に作付けする作物が主食用米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねである場合、当該農地が経営所得安定対策実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙3の米及び水田活用の直接支払交付金の交付対象農地に該当する場合及び当該農地を要綱別紙第1の2の「農業体験施設」として活用する場合は、支援の対象とならない。
- (3) 要綱別紙第1の2の「乾燥調製貯蔵施設」、「集出荷貯蔵施設」は、1カ所又は1施設の個々の施設等について、受益者数が農業者3者以上のものとする。
- (4) 要綱別紙第1の2の「農業体験施設」は、要綱別紙第2の1の(1)と同様の状態にあった農地について自助努力等によって再生作業がなされたことを地域協議会長が確認した上で、当該農地を要綱別紙第1の1の取組に附帯せず単独で整備する場合も支援の対象とすることができるものとする。
- (5) 要綱別紙第1の2の「農業体験施設」のうち「市民農園」は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の規定に基づく特定農地貸付けの承認又は市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第7条第3項の規定に基づく市民農園の開設の認定を受けているものに限るものとする。
- (6) 要綱別紙第1の2の「農業用機械・施設」は、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- (7) 要綱別紙第1の2の「農業用機械・施設」は、既存の機械、施設及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、地区の実情に即し必要があると認められる場合は、古品古材の利用による整備を支援対象とすることができるものとする。

なお、残存耐用年数が、原則として、5年以上（本事業により補修及び改修を行う施設については、補修及び改修後の耐用年数が5年以上）、中古農業用機械にあつては2年以上（本事業により修繕を行う機械については、修繕後の耐用年数が2年以上）のものであることとする。

- (8) 要綱別紙第 1 の 2 の「農業用機械・施設」の支援対象とする農業用機械・施設は、原則として、農業経営の用途のみに使用することができるものとし、倉庫、運搬用トラック、パソコン、フォークリフト、ショベルローダー（ホイールローダー及びフロントローダーを含む。）トレーラー等農業経営の用途以外の用途に容易に供することが可能な汎用性の高いものは支援対象としないこととする。
- (9) 要綱別紙第 1 の 3 の被災者耕作放棄地活用活動推進事業の事業の内容については、別記のとおりとする。

2 対象農地

- (1) 要綱別紙第 1 の 1 の (1) の支援の対象としようとする農地が、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知。以下「状況調査要領」という。）7の区分が未了の場合は、地域協議会の会員である市町村・農業委員会は、状況調査要領6の現地調査を実施し調査表の更新を行うものとする。
- (2) 要綱別紙第 2 の 1 の (1) の「一定以上の労力と費用を必要とする」とは、再生作業に要する標準的な労力と費用が10アール当たり50,000円以上に相当する程度となるものとする。
- (3) 要綱別紙第 2 の 1 の (2) の「再生作業がなされたことの確認」は、当該再生作業に要する標準的な労力と費用が10アール当たり50,000円以上に相当する程度となることを、文書その他の記録により、地域協議会長が確認するものとする。
- (4) 要綱別紙第 1 の 1 の取組に附帯して行う施設等補完整備の取組の対象が同 2 の「農業用施設・機械」である場合には、同第 2 の 2 の「その周辺の農地」は、状況調査要領 7 の 区分に該当する状態から自助努力等によって再生作業がなされたことを地域協議会長が確認した農地に限る。

3 事業の仕組み

都道府県協議会及び地域協議会は、被災者耕作放棄地活用補助金を他の事業と区分して経理しなければならない。

4 施設等の管理

要綱別紙第 1 の 2 の施設等補完整備によって取得又は効用の増加した施設等については、常に良好な状態で管理し、その整備目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。

(1) 管理主体

ア 施設等の管理は、原則として、要綱別紙第 3 の 3、4 又は 6 のそれぞれの場合において、その取組の主体がこれを行うものとする。

イ ただし、要綱別紙第 3 の 4 又は 6 の場合において、都道府県協議会の会員又は地域協議会の会員若しくは当該施設等の受益地域の被災農家又は農業者等の組織する団体等のうち、都道府県協議会又は地域協議会が直接管理する場合より、その施設等の整備目的の達成等の見地からより適切な管理を行うものと認められる場合、そ

の団体等に管理させることができる。

ウ この場合、都道府県協議会長又は地域協議会長は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

(2) 管理方法

ア 都道府県協議会及び地域協議会は、施設等の管理状況を明確にするため、財産管理台帳を備えておくものとする。

イ 管理主体は、その管理する施設等について、総会の議決等所要の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう更新に必要な資金の積立に努めるものとする。

ウ 管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じて必要なものを明記するものとする。

- a 目的
- b 種類、名称、構造、規模、型式、数量
- c 設置場所
- d 管理責任者
- e 利用者の範囲
- f 利用方法に関する事項
- g 利用料に関する事項
- h 保全に関する事項
- i 償却に関する事項
- j その他必要な事項

エ 本事業により整備した施設等には、本事業の名称等を表示するものとする。

(3) 災害の報告

施設等が天災その他の災害を受けたときは、都道府県協議会長又は地域協議会長は、当該協議会の財産管理台帳に記載された施設等について、遅滞なく、被災施設等の概要、減失又はき損の原因、被災程度、損害見積価格、復旧見込額並びに地域協議会において講じた暫定措置及び防災、復旧措置等について調査確認するとともに、被災写真等を付して地方農政局長等に報告するものとする。この場合、地域協議会長は都道府県協議会長を經由して報告するものとする。

(4) その他

本事業によって取得又は効用の増加した施設等の処分等の詳細は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）による。

5 助成措置

(1) 国は、都道府県協議会に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部又は全部を減額し、都道府県協議会長に対し、既に交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

(2) 要綱別紙第4の1の「対象農地の面積」は、農地基本台帳又は実測によるものと

する。

- (3) 要綱別紙第4の2の「施設等補完整備」の「事業費」とは、次に該当するものとする。また、その施行及び積算については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に準じて行うものとするほか、施設等補完整備の実施に際しての労務提供に係る人件費相当額を、事業費の50パーセントまでを限度として算入することができるものとする。なお、1地区当たりの事業費が5千万円以上の場合、当該施設等補完整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれないが、施設の機能向上を伴わない原形復旧等としての整備にあっては、この限りではない。

ア 施設等補完整備のうち基盤整備

- a 工事費
- b 測量及び試験費
- c 機械器具費
- d 営繕費
- e 用地費及び補償費
- f 全体実施設計費
- g 換地費
- h 工事雑費

イ その他

- a 工事費（建設工事費、製造請負工事費、機械器具費）
- b 実施設計費
- c 工事雑費

- (4) 要綱別紙第1の1の(4)(経営展開)について、同第4の1の(3)の助成措置の対象となる経費は、下表のとおりとする。

区 分	内 容
1 賃金	日々雇用者賃金
2 謝金	外部講師、指導員、協力者等への謝金
3 旅費	普通旅費、特別旅費（外部講師等旅費、研修旅費、日額旅費）
4 需用費	消耗品費、燃料費、食料費（茶菓子）、印刷製本費、修繕料
5 役務費	通信運搬費、手数料、広告料等
6 委託料	事務の委託を行う場合の委託料
7 使用料及び賃借料	会議・研修用会場、物品等の使用料及び賃借料
8 備品購入費	物品・備品、資材等購入費
9 共済費	保険料
10 調査試験費	調査、測量及び試験に要する費用

- (5) 要綱別紙第1の1の(4)の「経営展開」のうち「実証ほ場の設置・運営」、「加

工品試作」及び「試験販売」の実施により販売収入が生ずる場合には、これらの取組の助成措置の対象となる経費から当該販売収入を控除した額をこれらの取組に係る交付額の上限とする。

- (6) 要綱別紙第1の3の被災者耕作放棄地活用活動推進事業の助成措置については、別記のとおりとする。

6 実績の確認と報告

- (1) 要綱別紙第5の1の報告の内容は次のとおりとし、参考様式第3号により、地域協議会長が定める日までに提出するものとする。

ア 要綱別紙第1の1の(1)の「再生作業」、同第1の1の(2)の「土壌改良」及び同第1の1の(3)の「営農定着」については、作業記録、写真等

イ 要綱別紙第1の1の(4)の「経営展開」については、実施内容の記録等

ウ 要綱別紙第1の2の「施設等補完整備」については、出来高設計書、写真、領収書等

- (2) 要綱別紙第5の2の報告は、参考様式第4号により、都道府県協議会長が定める日までに提出するものとする。

- (3) 要綱別紙第5の3の報告の内容は次のとおりとし、要綱別紙第5の3の(1)及び(2)については参考様式第5号により事業実施年度の翌年度の5月31日までに提出するものとする。

第4 留意事項

- 1 本事業の実施主体である都道府県協議会及び地域協議会は、協議会としての活動を担保し、これを明確化するため、本事業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 本事業に係る各般の取組が、協議会総会で承認された事業計画に基づくものであること。

(2) 本事業に係る各種の申請、報告等は、協議会長名で行うこと。

(3) 本事業に係る検討会の会場、啓発・普及のために作成する各種広報資材、購入する事業用物品等には、協議会の名称を明記すること。

- 2 本事業により再生した農地については、自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合を除き、長期間、耕作の目的に供されるよう、地域協議会は、必要に応じ、当該農地を耕作する被災農家又は農業者等の組織する団体等や当該農地の所有者に対する指導、支援等を行わなければならない。

- 3 本事業の終了後、協議会を解散しようとする場合、都道府県協議会長及び地域協議会長は、協議会の役割を承継する会員を定め、総会の議決を得るとともに、地域協議会長は都道府県協議会長の、都道府県協議会長は地方農政局長等の承認を得なければならない。

- 4 本事業は、被災者耕作放棄地活用交付金の交付決定後に着手するものとする。
ただし、地域の実情に応じて本事業の効率的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、交付決定前に着手できるものとし、この場合、地域協議会長は都道府県協議会長の、都道府県協議会長は地方農政局長等の指導を受けた上で、交付決定前着手届を参考様式第6号により提出しなければならないものとする。

- 5 要綱別紙第1の1の(1)及び同第1の2の「基盤整備」の については、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地について農地転用が行われた場合、要綱別紙第1の2の「基盤整備」の については、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上の農地転用が行われた場合及び要綱別紙第1の2の「農業体験施設」については、その整備の実施後8年を経過しない間に当該農地が転用され又は当該施設が廃止された場合には、以下の場合を除き、国の被災者耕作放棄地活用交付金の返還措置を講ずるものとする。
 - (1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第26条第1項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。)に係る事業の用に供する場合
 - (2) 受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が交付金を返還させないことを相当と認める場合
 - (3) 上記のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して(北海道にあっては農村振興局長が)特にやむを得ないと認める場合

- 6 本事業の取組の主体及び実施主体は、地域の実情にかんがみ、過剰と見られるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

別記(第1の1(2)及び2(2)、第2、第3の1(9)及び5(5)関係)

被災者耕作放棄地活用活動推進事業について

第1 事業内容

都道府県協議会及び地域協議会が実施する被災者耕作放棄地活用交付金の執行のために必要な次の取組に対する助成を行うものとする。

- (1) 被災者耕作放棄地活用交付金の交付事務
- (2) 被災者耕作放棄地活用交付金の執行に係る指導・助言
- (3) 被災者耕作放棄地活用事業の実施計画の策定・見直し
- (4) 実績報告書審査・現地確認
- (5) 地域における農地利用調整活動
- (6) 耕作放棄地再生利用のための啓発・普及
- (7) その他被災者耕作放棄地交付金の執行に必要な事務

第2 助成措置

被災者耕作放棄地活用活動推進事業の助成措置は、各年度ごとに以下のとおりとする。

- 1 都道府県協議会ごとに次により算定される額を上限として助成する。
 - (1) 地域協議会がその区域とする市町村等の区域において、都道府県協議会又は地域協議会が第1の(1)から(7)の活動を実施する場合には、1地域協議会当たり10万円を計上。
 - (2) 地域協議会において、当該年度に要綱別紙第1の1及び2の取組に係る被災者耕作放棄地活用交付金の執行が見込まれる額が670万円を超える場合には、670万円を超える額の1%を(1)に加算。ただし、加算後の額の上限は1地域協議会当たり50万円。
 - (3) 管内の地域協議会ごとに(1)及び(2)により算定される額を合計。なお、複数の市町村をその区域とする地域協議会においては、市町村ごとに(1)及び(2)により算定される額を合算し、その額を当該地域協議会の算定額とする。
- 2 助成対象となる経費は下表のとおりとする。

区 分	内 容
1 賃金	日々雇用者賃金
2 謝金	有識者、協力者等への謝金
3 旅費	普通旅費、特別旅費(委員等旅費、研修旅費、日額旅費)
4 需用費	消耗品費、燃料費、食料費(茶菓子)、印刷製本費、修繕料
5 役務費	通信運搬費、手数料、広告料等
6 委託料	事務の委託を行う場合の委託料
7 使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料
8 備品購入費	事務の実施に必要な物品や事業用物品・備品等購入費
9 共済費	保険料
10 調査試験費	調査、測量及び試験に要する費用

第3 事業実施等の手続

- 1 推進事業実施計画の提出
 - (1) 都道府県協議会長は、当該年度に執行する都道府県協議会及び管内の地域協議会における推進事業実施計画を、地域協議会からの要望等を踏まえつつ、第3四半期の末日現在において参考様式第7号により作成し、翌月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。
 - (2) 地域協議会長は、随時、当該年度に執行する地域協議会における推進事業実施計画を、都道府県協議会と調整を図った上で参考様式第8号により作成し、都道府県

協議会長に提出するものとする。また、年度途中においてこれを変更する場合も同様とする。

2 実績報告

被災者耕作放棄地活用活動推進事業に係る要綱第8の各年度の実績の報告は、地域協議会にあっては参考様式第8号により都道府県協議会長の定める日までに、都道府県協議会長にあっては参考様式第7号により事業実施年度の翌年度の5月31日までに提出するものとする。

附 則（平成25年1月7日付け24農振第1253号）

- 1 この通知は、平成25年1月7日から施行する。
- 2 この通知による改正後の被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業実施要領（平成23年11月21日付け23農振第1924号農林水産省農村振興局長通知）の規定にかかわらず、平成25年1月7日以前に申請した被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成25年5月16日付け24農振第243号）

- 1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 この通知による改正後の被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業実施要領（平成23年11月21日付け23農振第1924号農林水産省農村振興局長通知）の規定にかかわらず、平成25年5月16日より前に申請した被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。